

平成27年度第8回総合教育会議会議録

日時：平成27年12月15日（火）

午後4時15分開会

場所：市本庁舎4階 庁議室

出席者	津市長	前	葉	泰	幸
	津市教育委員会	委員長	坪	井	守
		委員	庄	山	昭子
		委員	松	本	昭彦
		委員	滝	澤	多佳子
		教育長	石	川	博之

教育次長 それでは定刻になりましたので、前葉市長から第8回津市総合教育会議の開会のごあいさつをお願いいたします。

市長 只今より、第8回津市総合教育会議を開催いたします。

教育次長 ありがとうございます。それでは、本日の協議・調整事項としましては、公民館のあり方についてでございます。それでは、早速、協議・調整事項に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

市長 はい、それでは今日の協議・調整事項としましては、公民館のあり方についてということ、教育委員会サイドというよりも、市長サイドからこの議題を取り上げて欲しいということで、事務局に伝えました。その経緯について、私の方で関心事項について先に申し上げた上で、教育委員会、教育長の方から今までの公民館、津市の場合、どういうふうになってきているかという経緯、それから最近の動きなんかについても説明をいただいて、そして皆さんでご議論いただきたいというふうに思います。公民館については、津市の場合には非常に長い歴史があり、特に建物としても、中央公民館が昭和37年の建物であったということと、私の就任直後に昭和37年から50年経っておる中央公民館をどういうふうに変えていくかということで、もともと津署跡地への建設計画があるという状況で引き継いだんですが、津署跡地について津市文化財審議委員会の方から建設は好ましくないという意見が出ていたところで市長職を引き継いだわけです。その後、センターパレスへの移設移転ということで、そして跡地については売却ということで、決着をしたわけでございます。ただ、その時は中央公民館だけの議論でございました。各地域公民館については、やはり同じように老朽化が進んでおる館がいくつかございますので、それらの館について今後どうしていくのかということを考えなければいけないのでございますが、基本的には私は老朽化した公民館は建て替えていくということ、2期目に臨むに当たっての市長選挙においても公約で掲げさせていただきました。ただ、建て替えるに当たって、公民館はどうあるべきか、どういうふうなことにしていくかという中身の議論をしないで、先に箱だけ作り直してしまうというわけにはいかないし、じゃあ過去の公民館と同じような箱を作ればいいのかといいますと、これまた50年前の時に求められた機能を供給するために作られた建物でございますから、50年後の今となって同じような形でいいのかどうかというのは議論があるだろうというふうに思いました。従ってですね、今後の公民館の建て替えということを始めるに当たって、是非、まずは公民館がどうあるべきかということをきちんと考えなければならない、このように考えて

いまして、まずは総合教育会議で大きな議論をして、そして出来うれば、もし、現場、公民館長の声とか、もっと大切なのは利用者の声だと思うんですけど、利用者がどういうふうにお考えになっておるのかというようなことを十分に把握した上で、次なるステップに進む必要があるのではないかとということで、今日はある意味キックオフみたいなイメージでこの公民館のあり方を取り上げて欲しいというお願いをしたわけでございます。以上が本議題をお願いするに至った趣旨説明でございますので、教育長の方から資料に基づいて少し説明をしてください。

教育長 配布してある資料をご覧くださいと思います。津市の公民館についてということでございます。先ほど、現状ということに当たりまして、まずは大きく公民館の役割と機能でございますが、先ほど市長からご説明があったように、非常に長い歴史がございます。社会教育法ができたのが昭和24年でございますから、約60年を経過しておりますし、津市の中央公民館が出来てからでも50年余の年数が経っております。この間にどういうふうな形で変遷をしてきたかでございますが、まず、公民館には大きな2つのキーワードがございます。これはぶれておりませんが、コミュニティの場というのと、もう1つは学習の場というのがございますが、この2つの単語の中、時期を追いまして色々と変遷がございます。まず、創設期と書いてございますが、出来た頃でございますけど、公民館はどのような役割で出来たかということでございますが、お互いの文化・交流を深める教養の場でございますが、もう少し具体的に言うと、地域の方が気軽に立ち寄れる、明朗で楽しい地域文化の醸成機能と、これが当初は求められて建設をされたものでございますけれども、それ以降、高度成長期に向けまして、整備充実期でございますけれども、これはですね、コミュニティセンターとしての性格というのが、広い意味での社会教育という形の中で捉えられていきました。ちょうどこの時期に、昭和34年でございますが、市においては中学校区に1つ、町村においては小学校区に1つというふうな整備基準が出来た時期でございます。それに対しまして、現在でございますけれども、現在求められておりますのは、地域の幅広い団体、これは市民活動が十分に活発になってきておりますので、そういった活動を結び付ける地域のコーディネーターとしての役割、これが重要だというふうに言われています。もう1点はですね、学習の方でございますけれども、こちらの方も学習形態が多様化をしてまいりまして、特に集団学習から個人学習、自己学習が中心になってきておりますので、学習相談と情報提供機能というのを十分に兼ね備えている必要があるというふうに変遷をしてきております。大きな2、公民館の法的根拠でございますけれども、社会教育法に規定されます。総合的な教育施設とし

て位置付けられておりますので、これは博物館とか図書館は社会教育施設として位置付けられておりますけれども、公民館は少し幅広く、総合的な教育施設という意味合いで位置付けられておりまして、市町村が条例で設置をするというふうになっております。次に、公民館というのはどんな事業をしているかということでございます。大きな3でございますが、(1)これは津市の状況でございますけれども、公民館講座と自主講座の2つがでございます。まず、語学講座とか料理教室、こういった教養講座とか趣味の講座、これだけではなくて、防災、現在では福祉、地域福祉、それから地域のまちづくり、こうした地域に密着した課題をテーマとした講座、これを公民館が主催をしております。これは公民館講座でございます。また、この公民館講座を終了後に、卒業生の皆さんが自主的に行う自主講座という、この大きな2つの種類がでございます。(2)でございますけれども、文化祭といたしまして学習成果を発表する場として自主講座、それから公民館講座の両方の講座生を中心に、地域と一体となった文化祭が毎年開催がなされております。また、これ以外に(3)でございますが、こういった講座機能以外に地域の団体の皆さんが自由に使える貸館業務を実施しております。4でございますが、現在、津市には53の公民館がでございます。53の公民館の状況につきましては、4ページ以降にデータが付けてございますので、ご覧をいただければというふうに思います。それでは続きまして2ページをご覧くださいと思います。津市における公民館運営の見直しでございます。合併以降の見直しがここに記載してございます。1の見直しの経緯でございますが、公民館、合併時58施設ございました。それぞれの地域によりまして、利用形態や事業内容、これにつきましては各地域の特性を残す形で公民館の組織体制、利用料など運営のあり方について、統一に向けた見直しを図ってきました。合併時点では、地域によって役割、利用形態が全く異なっておりましたので、すぐ合併時点で統一するのは非常に困難な状態ではございましたので、平成23年度以降に地域の特性を残す形で見直しを図ってきた。どういう見直しを図ってきたかでございますが、大きな2でございます。まず(1)ですが、組織体系、これを明確にしました。公民館の組織を中央公民館を1館といたしまして、それから地域に4つの拠点となる地域公民館、それからその下に地区公民館を位置付けていますけれども、これにつきましては6ページの中段に参考図が付けてございます。改正後は教育委員会事務局の生涯学習課をベースにしまして、津市の場合、生涯学習課に位置付けをしてございます。全国的には公民館の位置付けが明確にないところもございますが、津市は生涯学習課に位置付けてしっかりと管理をしている。中央公民館を中心に4つの地域公民館、津の場合は中央公民館が地域公民館の役割を果たしておりまして、その下にそれぞれの地区館というのが設置をされておりますということでございます。また2

ページにお戻りいただきたいと思います。ちょうど組織を見直した時に58館あったものを53館に整理をいたしました。それから2点目でございますが、(2)使用料の見直しでございます。これも合併後すぐにひとからげで統一をせずに、使用料と受益者負担の原則、この中で公民館の使用料の見直しというのを、平成23年度以降に行っております。それから、もう1点、(3)でございますが、自主講座の見直しでございます。自主講座ですね、3点の見直しの内容がございまして、まずは登録期間の設定でございます。自主講座の幅広い地域活動としての枠組みの拡大を促す観点から、当時ですね、たとえば何年度の英会話教室の卒業生の方ですと、その年度の卒業生の方だけが中心となって、他の方が入れないというような状態もございました。そういった折角の活動ですから、枠組みを拡大して地域活動として伸ばしていくことを促す観点から、自主講座として登録期間というのを、当時設定をして改正をまいりました。(2)でございますけども、事前予約の見直しでございます。先ほども言いましたように、極端な話、各年度の英語で自主講座が出来てしまうわけですが、従来、年間事前予約というのが可能でございましたけれども、新規で自主講座を作りたい団体、あるいは地域の自治会等が公民館を公平に使用できるようにということもございますので、自主講座による事前の年間予約というのを一般と同じように、経過措置期間を設けた上で3か月単位の事前予約に見直しました。使用料の減額免除について、合併以降、公民館だけではなくて、地域の方々が利用される施設については、市民交流関係のたくさんの施設がございました。そこが、同じような内容で利用されるときに、減額免除の取扱いが異なるのがどうかというのがございましたので、この均衡を図るために公民館の自主講座の使用料につきましては、これも一定の経過措置期間、6年間を設けた上で全額免除から50%減額に見直しを図っております。ちなみに、自主講座の登録期間が過ぎてしまいますと、この50%の減額が受けられなくなるという問題がございますが、そこにつきましては、一般の団体と同じように社会教育の登録バンクに登録していただくと引き続き50%の減額が受けられるということになっております。それから、(4)でございますが、公民館長等の報酬の標準化でございます。これは平成23年度から平成24年度にかけて行ってきたものでございますが、これも地域で格差があった公民館長さんの報酬と各館の開館時間の統一を図ってまいりました。講座の内容、勤務時間、それから任用期間、これも一定の期間を置いた上で、先ほど申しました中央公民館を中心とする組織体制の役割に応じて報酬を改正してまいりました。次に3ページをご覧いただきたいと思います。こうした経過を経る中で、先ほど少し市長からの説明がございました中央公民館の移転整備が行われたわけでございます。1の移転整備の津センターパレスビルへの移転による効果でございますが、(1)の養正町にございました旧

中央公民館の耐震化に早急に対応する必要があったということがございます。(2)について、特に、バスですが公共交通機関の結節点を活かした交通利便性の向上がございます。それから、センターパレスの中にはいろんな団体が入ってございます。(3)について、相互交流という機会が増えるということもございまして、総合的な学習機会の提供の向上が図れるということがございます。(4)でございますが、ワンフロアーに配置することによりまして、例えば、講座だけではなくて、終了後に談話室であるとかロビーであるとか、こういった自由な動線の中で活動ができるということがございます。それと(5)でございますが、センターパレスの中には非常に大きなホールがございまして、地下には市民活動センター等の会議室がございまして、そうした多様な施設を活用することができるというメリットがございます。(6)でございますが、交流人口ですが、中央公民館があそこに行くことによりまして、利用者の方が年間5万人程度です。中心市街地の活性化にもなるということもございまして、次に、2の施設概要でございまして、開館は平成25年9月でございまして、面積でございまして、旧館は1,356㎡であったものが、移転後は2,149㎡ということでございます。施設の中身につきましては、そこにございまして、駐車場でございますけれども、フェニックス、だいたて、大門の周辺の駐車場を活用することによって、確保を図っております。利用者の状況でございまして、平成25年度は年度途中でございましたことから、平成24年度と26年度と比較しておりますが、平成24年度は約4万人で平成26年度は約5万3千人で約30%の増となっております。現在開催しております講座数でございまして、公民館講座が50、自主講座が65ございまして、この時の特性でございまして、移転した時に、新たに情報研修室や調理実習室を整備いたしました。また、利用者の方が予約なしで軽食や打合せなどに自由に利用できる談話室も設けております。それと、ギャラリーやロビーを活用した文化財等の展示紹介でございまして、中央公民館利用者以外にもたくさんの方が訪れられますので、文化財等の展示紹介を行っております。特に、中央公民館でございまして、先ほど申し上げましたが、教養・趣味の講座に加えまして、地域のまちづくりや地域的課題をテーマとした「地域力創造セミナー」を実施しております。以上が公民館のこれまでの変遷と現状でございまして、簡単でございまして、説明を終わらせていただきます。

市長 ありがとうございます。それでは皆様、ご自由にご発言いただきたいと思います。先ほどの教育長の説明へのご質問もあれば、どうぞご自由にご発言ください。

坪井委員長 今日公民館のことについてですが、自分達はどうしても学校教育に重きを置いたところがあり、逆に、今日のこういう議題があることで、社会教育への弱さを実感しました。今、教育長から事務局サイドの内容をご報告されましたが、それとちょっとズレるかもしれませんが、今のよう大きな中央公民館やそれに準じるような公民館と、自分達で自治的に行っているような小規模な公民館もあるかと思いますが、そういったところではちょっと違うところがあるので、一言で公民館と言っても難しい部分があります。そういう意味では、地域の特性に応じた進め方、規模によった進め方を今後もしていくべきなのかなとふうに感じているわけです。また、そもそも何故公民館が出来たのかというのを調べておりましたら、戦後の復興ですか、郷土の再建のための中核的な施設を作ろうという、そういう動きがあって、特に、農村を中心に、当時の青年団でありますとか婦人会といった活動の拠点地にもなっていたんじゃないかな。それでずっと来ていたんですが、途中から少子化だとか核家族化だとかで、公民館の役割というものが当初と求められるものが少し変わって来たんじゃないかなと。ただ、その割にあまり変化に応じたことが、公民館としては出来ていなかったと。というのは、これが合ってるかどうか分かりませんが、けれども、例えば、教養とか市民センター的なカルチャーセンターとか、民間がかなり出て来たと思うんですね。それによって公民館に求められる今までのものだけでは十分でなくなってきたんじゃないかと。例えば、変わってきたことと言えば、公民館と体育館は無料で全部やってくれるということがあったんですが、ある程度経済が豊かになってくるとお金を少々出してもいいからこういった講座や教養を身につけたいという思いがあって、あまり汎用的なことに格差をつけても魅力がないという時代が変わってきたということで、カルチャーセンターに走ってしまうのではないかと。それから、公民館だと小さなところだと小学校区ですが、カルチャーセンターだとお客さんを採るために結構いろんなところにも進出して便宜を図っているとか、そういったところが出てきたんじゃないかな。民間以外にも、NPOとかそういう動きに対して公民館はどういうふうな対応をしてきたかというのが、今日問われている一つの課題かなというふうに私は思います。で、最近ちょっと文科省が公民館の設置及び運営に関する基準ということで平成15年に出ているのを見ていたのですが、ちょっと言っていることが変わってきていて、公民館は地域の学習拠点、これは変わらないんですが、家庭教育支援拠点、奉仕活動、体験活動の推進、学校、家庭、地域社会との連携ということで、家庭教育や学校教育への支援というニュアンスを求めてきているのかなと。そんなふう書いてあるんですね。そうすると、公民館というのは、今、いじめの問題だとか不登校の問題だとか学校教育にはあるのですが、学校だけで抱えきれない部分を、ちょうど学校の近

くに公民館がありますので、もっと学校との連携というか、家庭教育を支援するようなことにスポットを当てたような講座なり、活動も必要かな。というのも、そういった活動は採算性が合わず民間もなかなか手を出せないので、公民館としての役割を発揮していく場面も出てきてもいいのかな。正直なところ、中々民間の方は出て行けないので、それを公教育としての公民館が役割を担って、地域のお年寄りの方とか、子育て支援だとか、そういうのに集中していくような方向に、民間がやらないところに公教育としてやっていくというのがこれから大事なかなというふうに感じています。あと、前回も学力向上で指導主事の話がよく出ましたが、本来、公民館も社会教育主事がありますので、やはりそういった方が専門性を発揮して、公民館のところに来ていただいて、継続的にやっていただくという、一過性に終わらないような活動、継続的、安定的な活動を公民館はやっていくことがこれからの課題かなと、まずは、そのように思っています。

市長 ありがとうございます。坪井さんがおっしゃった正に役割が変わってきた。カルチャーセンターでもないし、もっと前の戦後復興や農村の青年団や婦人会の拠点でもない現代的公民館がどうあるべきかというところを、まずははっきりさせないと、冒頭申し上げたように50年前の公民館と同じ箱を作ることでは、現代的ではないのではないかと。それから、もう一つは地域の特性に応じたということで、中央公民館は中央公民館で作りましたが、それぞれの地域の公民館を考えた時にどう考えるかということは、やはり先に議論しておかないといけないのではないかなという私の趣旨と全く重なる部分を、おっしゃっていただいたのではないかなと思いますので、正にその辺りが重要なポイントになるかなと思います。どうぞご自由に御意見を。

庄山委員 先程、教育長がお話されたところと重なるんですけれども、公民館は様々な歴史がそれぞれの公民館にあると思うんです。現在の公民館活動が全く同じかというところではないと思うんです。それはもう公民館独自で活動しているところや、自治協議会や消防団や老人会とかが重なり合って自治協議会が中心になって運営をしながら進めていくというような独自の発展、発達をしてきましたので、非常に一概には言えないと思うんですけれども、その中でどのような活動をしていくかというのは先程のお話にありましたが、どなたが参加しているのかというと、平日の時間帯というのはやはり勤めていらっしゃる方はとても平日のその時間帯には参加できない。そうしますと、参加できるのはリタイヤされた方であるとか、子育て中の方とかですけれども、夜間であるとか、あるいは土日などは勤めていらっしゃる方も参加できるということで、そ

の時間帯を上手に講座を開けば、いろんな方が参加できるのではないかな。それで、どういう講座が今、求められている講座なのかということをしつかりと考えていかなければならないと。例えば、カルチャー、文化的な、日本の財産的なものでお茶とかお花とか、お琴だとか伝統的なもので、究めたいとおっしゃる方はそれぞれの先生のところに行かれて、しっかりと練習をなさって、レッスンをなさって、お稽古をなさっていかれると思うんですけども、そこまでいかななくてもいいけど、人と人とのつながりがある中で、やっていきたいという方が公民館にはたくさんいらっしゃるのではないかなということです。そう考えると、公民館の役割もかなりあるのかなという気がします。そして、この高齢社会、私、自分のことで誠に申し訳ないのですが、昭和の20年の初めに生れておりますので、もう私のこの年代がずっと上がっていくたびに、問題が起こっているんです。高校生になる時には高校が足りない。ですから、私立高校がたくさん出来ました。就職する時には、就職が非常に大変であった。でまた60歳で退職した時には、非常に高齢化で、老人ばかりが増えて、4分の1が老人ではないかという、もう時代の先端を私達が生きておりまして、で、そう考えていくと、今しばらく公民館は、この高齢化社会の学習の拠点、あるいは、繋ぎの拠点としての役割がたくさんあるような気がします。ですから、今後そういうような考えで、公民館の様々なことを、建物とかそういうようなことを考えていくのであれば、ここの公民館は料理をしつかり出来る公民館ですよ、ここの公民館はピアノやそういうようなことがあって、音楽がしつかり練習できる公民館ですよ、ここは体育で体育館とか立派なものがある、そういう練習が出来るところがありますというような、公民館の独自のものを作って、まだ60歳、70歳の方はそれほど遠くでなければ参加が出来ると思うので、そういう公民館の作り方というのが必要ではないかなと思います。一つの公民館が何もかもを今引き受けているような状況なので、そうじゃなくて、そういう作り方がどうかという気がします。

市長 ありがとうございます。的確な御指摘だと思います。また、地域の人と話をすると、料理もピアノも体育もしてくれというような話なんです。どんどんどんどん絵が大きくなっていくんですね。ですからそこは、こちらから、そういう戦略なりでやっていかないと、きらりと光る公民館は出来ていかないんじゃないかなと思います。その前におっしゃった部分が、今の時代の公民館ということへの一つのお答ではないかと思っております。人と人とのつながりを地域において確認をしていきながら、高齢化社会の中での学習を拠点とした生涯学習ではあるんですけども、多分ですね、もう一歩進んで生きがいづくりとか、あるいは、健康、気分良く高齢者の方が地域で人と人の繋がりを大

切にしながら、意欲を持って生きて行っていくための一つの場所であることは持って疑いのないところだろうと思うんです。ですから、そういう場所として、どういうふうに作っていくかということが難しい。現にそういうふうに機能しているところも今の公民館であると思うんです。

滝澤委員 坪井委員長や庄山委員が言われたとおりですが、正直、この教育委員会に入らせていただくまでは、公民館に全く関心がない。市民コミュニティセンターとどう違うのか区別が分からなかったという状況で、どちらも同じようなこともしているし、差別化がどういうふうにとられているか全く分からなくて、勉強して、総合的な教育施設という役割をもっているということが分かったんですが、現役で働いている者にとっては、例えば設定されている講座の時間帯、ほとんどが平日の昼間です。絶対行けないような講座、ここいいなと、市政だより等で見ても、行けない。不可能です。だけど、現役世代こそ、悩みも持っておりまして、子育ての悩みとか、女性だからといって常に家にいるとは限らず、今はもうほぼ働いているものですから、そういう現役世代も集えるようなテーマと時間とか、開催期間とか、講座の設定のやり方も現役世代も参加できるような講座のつくり方なりプログラムなりがあればいいなと思います。ここだったら行けるというところ、あるいはこの期間だったら行けるという部分もあるかもしれませんので。講座の内容はそれほど深いものではないのかもしれませんが。それはそれで一つの役割があると思うんです。先程、庄山委員が言われたように、集いの場とか、一般的なことを知りたいという意味ではそういう講座も良いとは思いますが、むしろ普通の社会教育的な講座は、民間でもやれる。英会話ですとか、そういうのは民間でもやれるので、出来れば公的な機関でしかできないような講座を、特に今、子どもを育てることについて非常に悩みの深い親子が多いと思います。核家族で、おばあちゃんやおじいちゃんに相談したら解決することでも、遠くに離れているとか、気軽に聞けないようなところがあると思うので、それもお母さんだけが行くのではなくて、お父さんと一緒に行けるとか、あるいは、子どもを預ける託児サービスがあるとか、何かもう少し利用者の方を向いたサービスを付随して考えていただきたいと思うのと、公的にやはり家庭教育、教育委員ですので、家庭での教育能力というものがなかなか昔ほど厳しいことも言わないし、昔ほど教育能力があるように思わないんです。自分の家庭を見れば分かるんですが、親にしっかりと仕込まれたその親はその親にもっと厳しく鍛えられたように思いまして、なかなか自分として、子どもに厳しく当たれない。体罰は駄目とか、あるいはあんまり厳しくしかると、子どもは別の方向に行ってしまうので、子どもはほめて育てるとかですね、そういうようなことが耳学問で入ってきまして、子どもに

対してどうやって接したらよいか、昔の親のように厳しく育てられない、すごい悩みが多分おありだと思うんです。そういうことも含めまして、子育てとか、子どもへの支援とか、子どもへの支援もそうなんですが、出来たら私は親に対して、何か助けに、子どもを育てるための助けになるような講座がもっともっと出来ればいいかなと、それも時間帯を考えていただいて、共働きの両親でも出られるようなところで。そういうところも考えていただいたらどうかなと思います。多様性をもった講座づくりも必要かもしれませんが、特に私は家庭教育、子育て支援というところに注目を集めてやって頂きたいなと思っております。

市長 是非そういう子育てとか、若い世代にも使っていただくような公民館というのも一つの方向だと思います。勤労青少年ホームが、藤水小学校の横にあったんですが。

教育長 勤労青少年ホーム。あれは、途中で廃止になったんですか。

政策財務部政策担当参事(兼)政策課長 いいえ、やっています。場所が変わりました。

市長 サン・ワーク津になったんですね。しかし、確かに夜は使っていることが多いんですけど、そんなにたくさんやっているわけではない。もっと身近な公民館でというニーズがあるのは確かでしょうね。その辺りは、教育ということで言えば、どんな年代でも教育なので、多分関係ないわとは、なかなか教育委員会は言いづらい部分があると思います。

松本委員 今までの話の中で、それぞれの地区ごとに公民館があって、それぞれの地区の独自性みたいなものを大事にされなくちゃいけないという中で、その地域ごとの地区ごとの課題などもあるだろうと思います。そういった時に、もちろん社会教育の一つの機関ということなんですが、もう少し福祉なども含めてNPOやボランティアサークル活動をされている方が多分、地域、地区にはたくさんいらっしゃると思うんですが、そういうグループの役割を行政とつなげていただくような講座を開設するというのは、少し違うかもしれませんが、コーディネートして、行政でちょっと手が回らないような、それこそお年寄りの1人暮らしで亡くなったり、就労支援が必要な人とかその地区の近所の方同士で分かっているような課題を解決していくようなそんなグループと行政を繋げていただくような役割をもし公民館がやっていただくといいかなと思います。

た。それからいろんな講座について考えてみますと、先程市長もおっしゃいましたように、地区ごとに料理の講座があったり、英会話があったりと、同じようなものがそれぞれの地区ごとにある。そういう講座はやっぱり本人がそこに行つて先生から直接習ったり、手を動かしてやるという御希望なので、そういうことになると思うんですけれども、一方では、英会話とかだったら、直接その場にいらなくても、例えばテレビ会議みたいな形だったら、eラーニングみたいなもので出来るのであれば、それぞれの地区ごとというよりも、もうちょっと広い地域で、あるいは中央公民館で一つやれば、あとはそれぞれの地区でそれを、双方向になるかどうか分からないんですけれども、受けて学習できるというような。これから地区の公民館が建て替えられていくという時に、そういうのも入れていただくと、必ずしもそれぞれの地区の公民館で直接開かなくても良いような講座も増えていくかなというふうに思いました。

市長 おっしゃる通りですね。地域のところの課題に着目してっていうのは、正にこの今日の資料の1ページに書いてありますように、公民館の事業(1)で語学講座や料理教室など、教養や趣味の講座だけでなく、防災、福祉、地域のまちづくりといった地域に密着した課題をテーマにした講座をやっている、というようなこと。これはちょっと変わりつつある部分なんですけれども、まだまだここは十分には出来ていないというふうに思いますし、今後考えていかないといけない部分かな、というふうに思っております。さて、そこですね、また、さらにもう一言ご発言のある方は後でいただければと思いますが、実は今日の資料の2ページに出てます、平成23年度から公民館運営の見直しを行ったということに関して、(3)にあります、自主講座の見直しということで、講座登録期間を制限的に設定した、それから年間事前予約できたところを3カ月単位にした、それから使用料を全額免除から半額に減額にしたと。こういうことをやっているんですね。これは、平成23年度からということでスタートしているんですけども、私は平成23年4月に市長になりまして、これ全部、今自主講座で活動している方に対してはネガティブな改正だったので、ものすごい文句をもらいました。僕が決めたわけじゃないのにと、その前の教育委員会が決めたんだけどと思いながらもね、なんかえらい貧乏くじだなと思いながら、ずっと不満を私は受け止めてきました。で、これですね、それはこう見ると、その逆の目的があつて、例えば、地域活動としての枠組みの拡大とか、新しい自主講座を開きたい、あるいは地域団体が公平に使用できるようにとかですね、あるいは他の施設でそうなっているし、こういうポジティブな目的があつて、今までメリットを受けてきた人達にはネガティブな改正をしたんですね。是非ですね、ポジティブな面が本当に効果があったのかどうか、早急に検証してほ

しい。私は貧乏くじだなというように思っていたのですが、今この制度を、このまま5年目に入っている現職の市長ですから、引き続きですね、自主講座をずっとやってきた人が、これについてどういうふうに思っておられるか、そして新たにですね、教育委員会が狙ったことが本当に出来ているのかどうか、是非検証していただきたいなど、こういうふうに強く思います。で、それはですね、もう一言言うと、それは結局、ご利用いただく皆さんの満足度がどうなんですか、ということだろうと思うんですよね。お客様満足度が、運営見直しをした結果、本当に高まったのかどうか、ということだろうと思います。で、そういうことを抜きにして明日の公民館を語れない、というふうに思いますので、これは是非教育委員会事務局を中心に、教育委員会の皆さんでも議論していただければいいと思うんですけれども、そういうところを強く期待をしたいというふうに思います。

教育長 確かにその通りでございまして、実は、平成28年末でもってですね、この6年間の一定期間っていうのは終わってしまうので、平成29年度から料金減免とかに変わるんですが、やってみてですね、当初の目標と大きく違うところがございます。というのは、まずは先程市長も言いましたが、登録期間を設けて後は枠組みでと、これは通用しない世界で、やっぱり御自分達がグループで学習したものは引き続きそのままでやりたい。で、減額免除についても、その後登録団体がどうのこうのという制度じゃなくて、我々は自主行動として、引き続きやっていきたいという御意見がこんなにあるっていうのは、当初考えていたのと随分違いましたので、ここはですね、十分見直さないといけないところだと思います。で、ちょっと気を付けて見ていかないといけないのは、事前予約の方は、制度をこれにしたおかげで、いろんなことが公平に使えるようになったというふうな部分もございますので、ここは引き続き御意見を十分に聞いていかないといけないな、というふうに思いました。平成23年度の見直しにつきましては、そここのところがちょっと大きな、平成29年度へ向けて改正を考えをしていく必要があるな、というふうな状況でございます。

市長 そういうことも含めてですね、今後公民館、早めに、こういうあり方になるというのを、今申し上げたように、教育委員会で5人が議論する、あるいは総合教育会議で6人が議論する、というよりも、もう少し開かれた場所で、もう少し議論を深めていかないと、市民不在の公民館建て替えになるんじゃないということを、いろいろ私は危惧していますので、是非よろしく願いをしたいと思います。

教育長 今回の件なんです、実はバブル以降の好景気を受けて、コミュニティ化というのが非常に教育委員会の事務局の内部でも、中心に公民館を語ることが多かったんです。うちの特に庁内横断的な政策会議なんかを通して、これは気がついたところでございますけれども、誰しもがコミュニティとは口にするものの、核となってそれをつなぎとめる役割っていうのはどうなのというふうなところに課題が少し向けられました。そうすると、公民館には館長という役割の非常勤職員がおりますので、これはメリットを活かすとしたら、公民館の役割というのは今後どうしていくのか、もういっぺん考え直さないといけない、というふうに考えたのが、役割の点でございますので、これをやっていくに当たりましては、冒頭で市長の方からも、あるいは教育委員の方からもございましたが、いろんな意見をちゃんと聞くということが大事でございますので、これについてはですね、意見を聞く仕組みをちゃんと作って、あるいはそういうふうな全庁的なだけではなくて、公民館長とかあるいは実際の利用者の声をどういうふうに聞いていくかっていうのを踏まえてですね、一つ方向性を検討していきたいというふうに思います。それともう一つ、講座の内容でございますが、坪井委員からございましたように、学校教育との連携が非常に深まってきました。市長からもございましたように、地域課題が大きく関わります。次に考えないといけないのが学校教育でございますが、実は学校教育法の改正の中で、従来から家庭教育は規定はされていたんですが、改めて地方公共団体の役割というふうに規定されたのを受けて、文科省の方も少し内容が変わってきているようで、その中で、我々としても怖がらずに、パイロットの講座をどんどん設けて、そこで市民の方のニーズをちゃんと把握してというのを、少しやっていかないといけない、というふうに思います。と言いますのは、現在家庭教育で中心にやっているのは乳幼児中心でございます、これ非常に募集が多くて、抽選しないといけないくらい状況になっていきますので、子育ての問題で、これを義務教育の小中学校に拡大した時に、やはり家庭における子どもの問題、あるいは不登校の問題とかいろんな課題がございますので、そういったところで枠組みを広げて、怖がらずにそういうのをやっていかないといけない。これを含めてですね、ちょっとどうあるべきかしっかりと検討して取り組んでいく必要がある、というふうに考えております。以上です。

市長 是非よろしくお願ひしいたいと思います。公民館は設置義務があるわけではありませんから、津市は別に公民館やめたっていいわけです、本当は。しかし、私はこの歴史もあり、そして現代的な役割も今日の議論の中でいろいろあるんじゃないかと思われる公民館。きちっと目標とかあるべき姿がはっきりしていればですね、必ずや市民に御満足いただけるものを次の時代に向けても

御提供できるんじゃないかというふうに思っておりますので、是非、前向きに、議論を重ねていただければ、というふうに思います。よろしゅうございますか。

では以上でこの案件は終わります、次、その他に入りますが、これはどなたから報告がありますか。

教育長 はい。

市長 石川教育長。

教育長 教育委員会の方から、1点ご報告をさせていただきたいと思います。保護者の方が負担をいただく学校給食費の改定についてでございます。学校給食費の仕組みは、誤解を恐れずに言うならば、掛かった費用のみを保護者の方に負担していただく実費徴収に近い状況でございます。

市長 人件費を除いてっていうことですか。

教育長 人件費、施設費、電気代、これは全部行政で負担しておりますので、食材費に掛かった実費の分だけを御負担をいただくわけでございますが、実はこれもですね、ずっと経過の中で段階的に改正をしてきております。で、実は平成27年度に、元々改正をというふうなことで進めてきたわけでございますけれども、平成26年度の消費税率の上昇による影響について、給食運営の状況をみて、もう少しこれでいけるなということで、平成26年度はそのままきたわけでございますけれども、実は平成27年度に入ってから、野菜の高騰が非常に、野菜だけではないんですが、各食材の高騰が進んできております。それは先程お配りした一番下に、平成26年の4月から10月の平均と平成27年の4月から10月の平均が書いてございます。そこでですね、平成26年から平成27年にかけて、消費税とは関係なしに上昇が起こってきておりまして、現在の状況では、適正に学校給食を運営するのが非常に困難な状況になってきたというのがございますので、少し将来を見据える中で、小学校については4,300円、中学校については4,800円という形で、平成28年の4月1日から、改正をしていきたいというふうに考えております。この金額の中で、上手に工夫をして、子ども達においしい、安心安全な給食を提供出来るように、引き続き努力を重ねて、なるべく安価に抑えられるように進めていきたいというふうに考えております。以上です。

市長 御説明ありがとうございました。どなたか御発言がありましたら、どう

ぞお願いします。よろしいですか。特にないようでございますので、その他で他にございますか。よろしいですか。

教育長 はい。

市長 ないようですので、以上で審議を終了したいと思います。どうぞ、事務局お願いします。

教育次長 ありがとうございます。それではこれを持ちまして、本日の事項は全て終了致しました。前葉市長から閉会の御挨拶をお願いいたします。

市長 では以上を持ちまして、平成27年度第8回津市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございます。

各委員 ありがとうございます。